

浄化槽関連届出に係る提出書類について

上田市生活環境課

1 浄化槽を設置する場合

(1) 提出書類

建築確認を伴わない場合：浄化槽設置届出書

建築確認を伴う場合：し尿浄化槽設計概要書

(2) 添付書類

①現場案内図（放流経路を明示）

②公図の写し（放流経路を明示）

③浄化槽の配置図（放流経路を明示）

④建物の平面図

⑤人員算定根拠

⑥工場生産浄化槽認定シート

※型式認定浄化槽以外にあっては、当該浄化槽の構造を明らかにする構造図、仕様書及び処理工程図を添付してください。

⑦保守点検契約書の写し（登録番号を明示）

※上田市を営業範囲として登録している保守点検業者と契約してください。

※上田市浄化槽管理組合の加入者は、当該組合との維持管理契約書の写しを添付してください。

⑧清掃契約書の写し

※上田市における許可業者と契約してください。

⑨浄化槽設備士免状の写し

⑩浄化槽管理士免状の写し

⑪浄化槽技術管理者の履歴書及びその他の資格を証する書類

（処理対象人員が501人以上の場合）

⑫誓約書

※土地改良区等との協定書があるときは、その写しも添付してください。

⑬浄化槽チェックリスト（事前審査）

※共同住宅、寮又は寄宿舎において補助金申請を予定している場合は「入居予定者リスト」（任意様式にて、入居予定者氏名及び転居前住所を記載）を添付してください。

(3) 提出部数

浄化槽設置届出書：3部（正本2部、副本1部）

し尿浄化槽設計概要書：4部

(4) その他

- ・審査に2週間程度かかるため、お早めに届け出るようお願いいたします。
- ・事前に下水道課にて「浄化槽が設置できる区域か」を確認してください。
- ・施工業者の登録番号を明示してください。
- ・各添付書類について、日付漏れのないよう確認してください。
- ・工事完了後、施工業者様に立会いただき、現地確認を行います。
- ・既設軽量基礎底板を使用する場合、底板の仕様書及び構造計算書を添付してください。
- ・⑬は「当該浄化槽が補助対象か」を事前に審査するためのみに使用します。
- ・⑬は、上田市提出分のみでの添付で構いません。
- ・⑬の「入居予定者リスト」について、該当者への聴き取り等を行うものではありません。
- ・「上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金」による補助金の交付を希望される場合は、当該補助金の交付決定後に工事を行ってください。

2 浄化槽の構造等を変更する場合

(1) 提出書類

浄化槽変更届出書

(2) 添付書類

- ①現場案内図（放流経路を明示）
- ②建物の平面図
- ③人員算定根拠
- ④変更後の処理工程図
（変更後の浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合）
- ⑤浄化槽設備士免状の写し
- ⑥浄化槽技術管理者の履歴書及びその他の資格を証する書類
（変更後に処理対象人員が501人以上になる場合）

(3) 提出部数

3部（正本2部、副本1部）

(4) その他

- ・変更内容を確認するため、追加書類の提出を求める場合があります。

3 放流水を地下浸透で処理する場合

(1) 提出書類

浄化槽放流水地下浸透処理事前協議書

(2) 添付書類

- ①地形図
- ②設置場所の付近の平面図
- ③設置場所付近の状況がわかるカラー写真
- ④地下浸透処理を行う土地の土質柱状図
- ⑤土壌の浸透試験結果
- ⑥浄化槽の規模、構造及び性能
- ⑦後処理装置の規模、構造及び性能
- ⑧地下浸透装置の構造
- ⑨検水井の構造

(3) 提出部数

2部

(4) その他

- ・浄化槽放流水に関する指導基準（昭和62年4月1日付62環第4号長野県生活環境部長通知）に基づき審査を行います。
- ・設置届及び概要書については、当該協議が終わり次第受理します。

4 浄化槽の設置が完了した場合

(1) 提出書類

- ①工事完了報告書
- ②浄化槽使用開始報告書
- ③浄化槽法定検査申込書

(2) 添付書類

- ・(1) ③へ位置図（浄化槽の設置場所を示したもの）を添付してください。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

- ・(1) ③について、長野県浄化槽協会の受付印は不要です。位置図と併せて市の各地域担当者へ御提出ください。